

# 九州地方整備局における事業評価の取り組みと 今後に向けた一考察

大窪 雄大<sup>1</sup>・藤木 敏治<sup>1</sup>・草野 直美<sup>1</sup>

<sup>1</sup>九州地方整備局 企画部 企画課 (〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7)

事業評価については、住民の理解と信頼が得られない不透明な事業執行をきっかけとして1998年から行うこととなり、今年で23年になる。今回の発表では、事業評価を行うこととなった背景やこれまでの変遷を紹介するとともに、事業評価を進めていく上での課題を抽出し、今後の事業評価をスムーズに進めていく上での方向性を一考察として報告する。

キーワード 事業評価 事業評価監視委員会 再評価 事後評価

## 1. はじめに

近年、公共事業を行う際には、その事業の必要性を判断し、無駄な投資を避け、行政の透明性の向上や住民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことや情報公開が特に重要になっている。

しかし、過去には社会経済情勢の変化に伴い必要性を疑われたにも関わらず、国民や地域住民の納得が得られないまま継続した事業もあり、不透明な事業執行の事例が認められた。

そこで、国土交通省ではこれらの対応策として、個別の公共事業について、計画段階評価、新規事業採択時評価、再評価及び事後評価を実施している。

そのうち、1998年度から再評価を2003年度から本格審議となった事後評価について、九州地方整備局に学識経験者等の第三者から構成される「九州地方整備局事業評価監視委員会（以下、監視委員会という。）」を設置し、再評価においては事業継続の妥当性、事後評価においては事業実施効果の発現等、実施主体が作成した対応方針（原案）等に対して審議している。

## 2. 事業評価について

監視委員会で審議している再評価、事後評価は以下のとおりである。また、事業評価の流れを図-1に示す。

### (1) 再評価

再評価は、次のような事業を対象に行っている。

- ① 事業採択後3年経過して未着工の事業

- ② 事業採択後5年経過して継続中の事業
- ③ 着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年経過した事業
- ④ 再評価実施後5年経過した事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

これらの事業を対象に、事業の整備効果、事業の必要性、進捗の見込み、コスト縮減などを明らかにし、事業継続の是非について監視委員会で審議している。

### (2) 事後評価

事後評価は、財政逼迫状況下でのより効率的な公共事業遂行への要請などを背景に2003年度から本格審議となり、次のような事業を対象に行っている。

- ① 事業完了後5年以内の事業
- ② 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

これらの事業を対象に、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するものである。

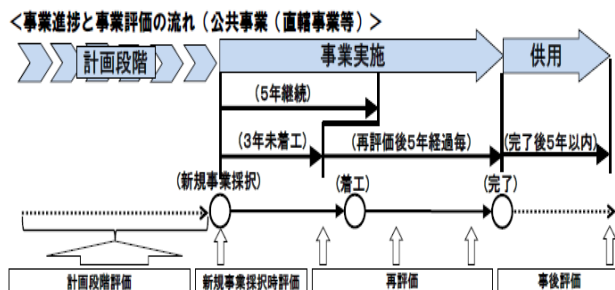


図-1 事業評価の流れ

### 3. 九州地方整備局事業評価監視委員会

次に、監視委員会の運営、及び開催状況について紹介する。

#### (1) 委員の構成

監視委員会は、河川、道路、港湾など土木分野の学識経験者に加え、経済界や観光関係者など多岐にわたる専門家から意見を伺えるように配慮している。

#### (2) 規則・運営要領

監視委員会規則によると、「委員会は12人以内で組織する」となっており、2021年度は12人で組織されている。また任期は2年以内、再任されることができが6年を限度としている。

会議の成立条件としては、監視委員会運営要領によると委員会の委員総数の2分の1以上の出席をもって成立するとなっているため、6名以上の出席で成立する。また、会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決するとの記載がある。

審議過程の透明性の確保に関しても、運営要領に記載されており、会議の公開・非公開について、「委員会で判断し、決定される」とあるが、透明性の確保のため出席した委員の確認を得た議事内容を取りまとめ、議事録として公表している。

また、議事録の公表にあわせ、監視委員会の審議に使用した資料についても公表している。

#### (3) 事務局の運営

監視委員会の事務局は、企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課に置かれている。

運営にあたっては、まず委員への委嘱手続きを行い、続いて委員会開催日の日程調整など委員への連絡、また運営に関する詳細な説明など、調整がとても重要となっている。また、併行して、審議にかけられる案件の事業担当部とも審議資料作成について調整をしている。その他、事前準備として、委員会を行うための会議室、機材の確保や開催することについての、記者発表等も行っている。併せて、審議される事業がある県・政令市への意見照会も行い、回答については、委員会資料のなかで公表している。

#### (4) 審議案件数の推移

これまでの審議案件の推移を図-2に示す。

九州地方整備局における2003年度監視委員会から、「再評価後5年経過した事業（再々評価事業）」が審議対象となり、事後評価が本格審議となった。2003年度から2020年度までの審議案件数の合計は871件であり、再評価が613件、事後評価が153件、報告案件が105件となっており、各年度の平均案件数は、約51件となっている。年5回ほど委員会が開催されていたことから、委員会1回あたり平均で10件×20分=200分、約3時間という、監視委員会での審議時間が長時間になっていた。

そこで、委員会時における効率的な委員会の運営と審議の透明性の向上を図るため、事務局では審議区分を見直してきた。

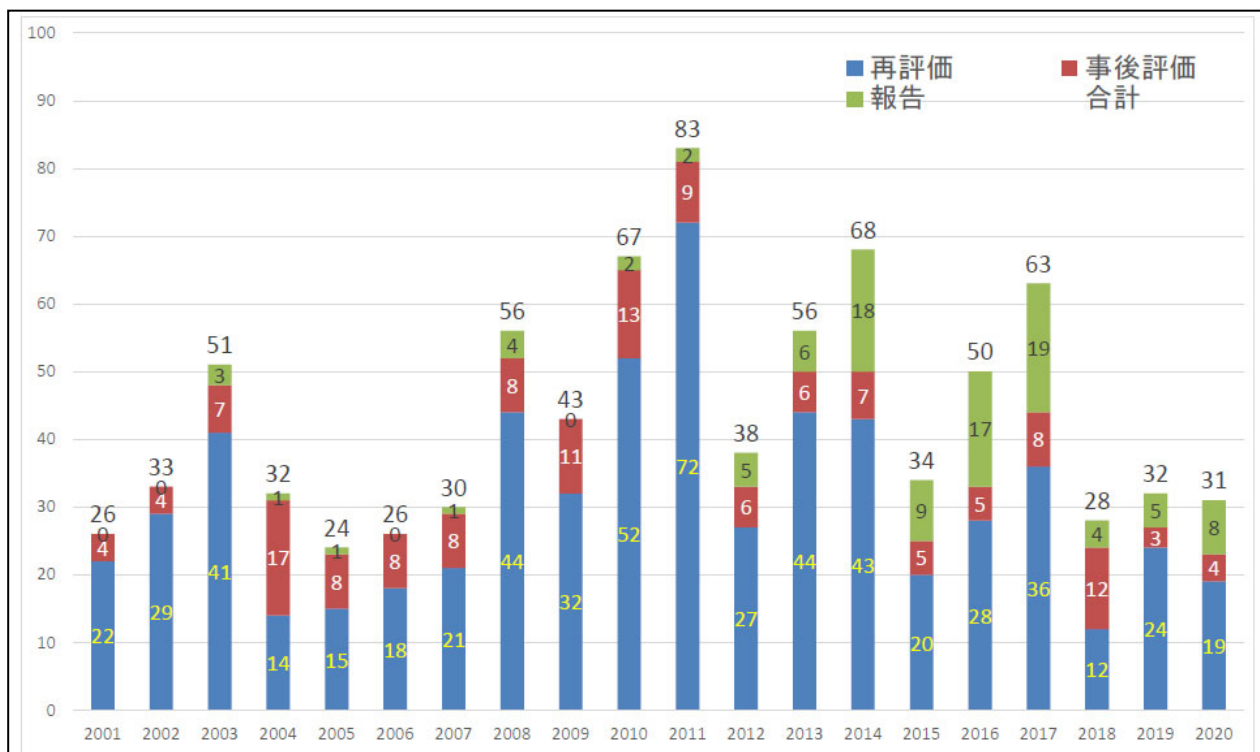


図-2 監視委員会における審議案件の推移

(5) 審議区分の見直し  
再評価についての見直しの変遷を図-3に示す。  
審議時間の変化を図-4に示す。

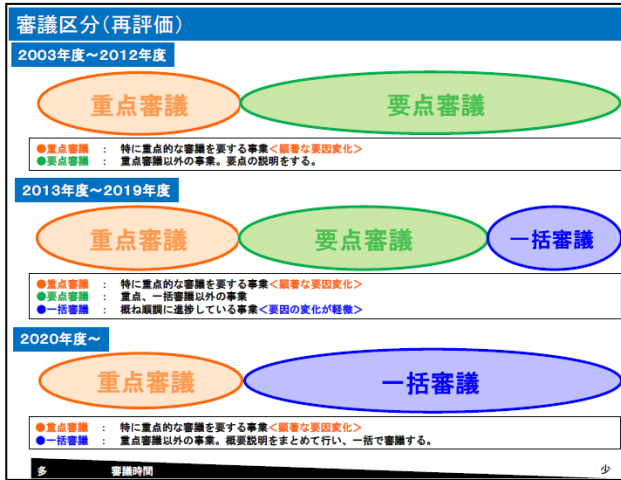


図-3 審議区分の変遷

①審議区分の見直し <再評価>

再評価

■審議時間・資料(目安) ※各説明時間・審議時間は、1事業当たりの時間

見直し前	重点審議		要点審議		一括審議	
	説明時間	審議時間	説明時間	審議時間	説明時間	審議時間
	10分	10分	5分	5分	2分程度	事業部毎に5分程度
説明資料10～20頁程度 巻末資料15～30頁程度		説明資料10～20頁程度 巻末資料15～30頁程度		映写資料1頁程度 巻末資料15～30頁程度		

見直し後 (現在)	重点審議		一括審議	
	説明時間	審議時間	説明時間	審議時間
	10分	10分	2分程度	事業部毎に5分程度
説明資料10～20頁程度 巻末資料15～30頁程度		説明資料(概要)1頁程度 巻末資料15～30頁程度		

図-4 審議時間の変化

監視委員会設立からしばらくは、審議案件すべてを同じ資料枚数、説明時間と審議時間を設定して、それぞれ同じように説明し、案件ごとに質疑応答を行っていた。

しかしながら、審議案件は、事業費や事業期間が大きく見直されるもの、あるいは、事業そのものは順調に進んでおり、事業費や事業期間に変更はないが、前回審議から5年が経過したことから審議が必要となったものなど、案件ごとにその理由は様々である。そこで、限られた審議時間で効率的に審議を行うために、再評価において、2003年度に「重点審議」と「要点審議」の2区分に分類し、審議するようになった。この場合、重点と要点という違いはあるものの、案件ごとに説明と質疑応答を行うやり方に変わりはなく、思った以上に効率的な審議方法とは言えなかったようである。そこで、事業が概ね順調に進んでいる複数の案件についてまとめて説明し、まとめて質疑応答を行う「一括審議」という区分分けを作り出

し、2013年度からは「重点審議」「要点審議」「一括審議」の3区分に区分して審議することとなった。しかし、要点審議は「重点、一括審議以外の事業」という設定が分かりにくかったため、2020年度からは、「重点審議」と「一括審議」の2区分で審議している。

なお、整備局が行う再評価のうち、河川・ダム事業については、実施要領に「学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合」「計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等で審議を行う場合」において、監視委員会での審議に替えるものとされており、監視委員会では学識者懇談会の結果について報告を受けるといった位置付けとなっている。

事後評価についても、2003年度に「重点審議」と「要点審議」の2区分となったが、現在は、再評価と同じく要点審議を廃止し、「重点審議」と「一括審議」の2区分で審議している。

2021年度委員会も、重点審議・一括審議の2区分で審議をしており説明ページ数、説明時間ともにわかりやすく、効率的に進められている。

(6) 監視委員会での審議

監視委員会では案件それぞれについて、事業の概要や費用対効果 (B/C) 及び安全性の向上、物流の効率化、災害支援、医療支援など案件固有の整備効果の説明を行い、今後の方針案について提案し、方針案が妥当かどうかを審議している。

再評価案件において事業の継続判断は、B/Cが1.0を上回ることが1つの条件とされている。各事業において、コストを抑えることがB/Cを上げる要因の1つであり、それぞれの事業でコスト縮減の取り組みも行われている。

便益については、各事業ごとに算定する項目等が違っており、例えば河川事業では河川の氾濫による被害の規模は同じでも、被害額は大きくなる方向での見直しが行われているが、道路では今後の人口減少により交通量が減少し、それをもとに算定される便益にも影響を与えることとなる。

2021年6月29日に開催された第1回監視委員会においても、便益に換算する項目や換算額もそれぞれの事業で異なっており、社会情勢の変化で今後B/Cが1.0に満たない事業が出てくることも予想される。「事業の必要性は十分説明できているにもかかわらず、B/Cが条件をクリアしていないからというだけで、中止という判断はなかなか難しい、委員会としてもこれからの課題の1つとなってくる」といった意見も出ていたところである。

(7) 監視委員会の開催方法の変化

a) ペーパーレスの取り組み

経費削減の観点や、パソコン・タブレットの普及を背景として近年様々なところでペーパーレス化の導入がな

されているが、監視委員会においても、2020年度よりこれまで委員会で配布していた資料に替えてタブレットを各委員の卓上に準備し、ペーパーレス化を図っている。

(写真-1)

#### b) オンライン方式の導入

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面での会議がオンライン方式で行われることが多くなったが、監視委員会においても、現在はオンライン方式を導入し委員会開催時の感染状況や委員の都合に合わせて、選択できるようにしている。

2021年度第1回の監視委員会は、福岡県に蔓延防止措置がとられていたこともあり、対面とオンライン方式の併用で行い、出席委員8名中3名がオンラインでの参加であった。

会場の感染拡大防止対策として、委員間にアクリル板の設置し、マイクは使用する度、消毒を行った。

(写真-2)



写真-1 タブレットの活用



写真-2 オンライン併用による開催状況

## 4. 今後に向けた一考察

### (1) 委員選定

監視委員会は、外部委員12名で構成されており、専門

も土木（河川、道路、港湾）、地域づくり、経済、法律など多岐にわたり、様々な視点からのご意見をいただく必要がある。また、九州全域の事業が対象であることから、九州各地の実情に精通していることも重要である。

事務局の重要な事務手続きの1つに、有識者への委員就任依頼があるが、前述したとおり、運営要領で定められている委員の任期は最大6年となっていることから、6年目となった委員の後任選を行わなければならない。2021年度は、2名の委員に就任いただいた。2022年度は6名の新たな委員の人選作業が控えている。

このようなやり方の繰り返しでは、2021年度のように一挙に多数の方が替わられる場合の人選作業に多大な労力を要する。

このようなことから、慌てることなく確実に人選を行うためには、各地域ごとにどのような専門家（男性、女性、年齢）がいるかといった情報を早めに収集整理し、データベース化しておく必要があると感じている。

### (2) 機材

2021年度第1回監視委員会では、事務局、委員、説明者個々に対しマイクを配置するため、試行錯誤を繰り返したが、設備の都合上ハウリングが収まらず、用意ができなかった。よって、マイク対応に必要な職員2名を配置し、使用する度消毒することで感染対策を行った。

人員の削減、新型コロナウイルス感染対策の観点から個々に対しマイクを用意できれば、更に円滑に委員会運営ができると考える。

## 5. おわりに

入省して3ヶ月で2021年度第1回監視委員会の運営に携わり、感じたことについて述べる。

まず私は事業評価というものを知らなかったが、委員会運営に携わり、各事業部の説明を聞いたり様々な分野の学識経験者、専門家の意見を聞いたりすることができた。その中で、事業評価監視委員会が国民や地域住民の納得を得て、透明性の確保のために非常に重要な委員会であると感じた。また、毎年のように自然災害も起こっている状況でどのように事業を行っていくのか、改めて考えることができる重要な機会だと感じた。今後も円滑な委員会運営のために努めていきたい。